

2014年1月

KPMGミャンマー通信 Vol.7／2014

【改正経済特区法(改正SEZ法)公表】

2014年1月23日に改正経済特区法(改正SEZ法)が発表されました。

ミャンマー経済特区法は、2011年1月に初めて発行されて以降、新外国投資法の制定を受けて改正作業が進められていました。この度公表された経済特区法は、現在開発が進められているティラワ工業団地の他、将来的に開発が予定されているダウェー工業団地やチャオピュー工業団地にも適用される包括的な内容となっています。

詳細な手続や規定は、今後公表される施行細則を待つ必要がありますが、取り急ぎ今回公表された改正経済特区法の概要を取りまとめました。

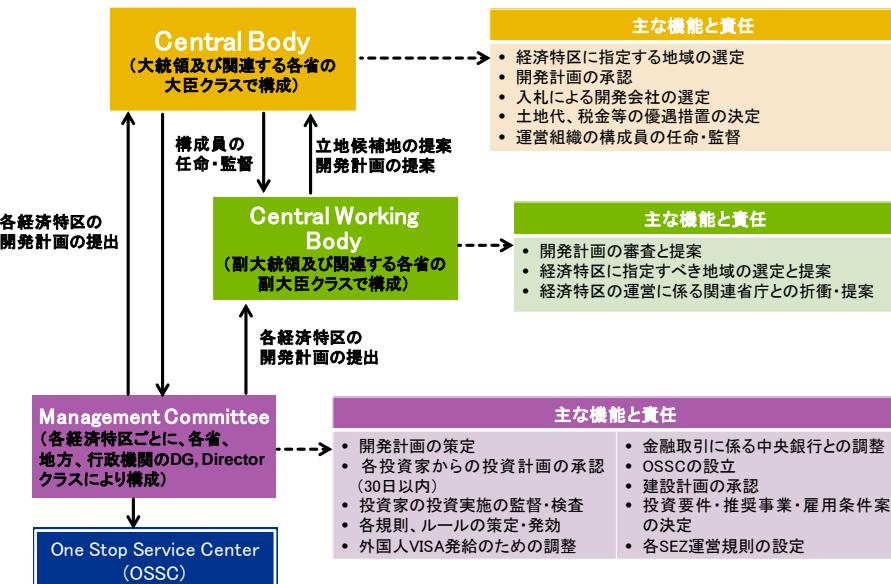
経済特区法の構成

第1章	用語の定義
第2章	目的
第3章	経済特別区の設置
第4章	フリーゾーン及びプロモーションゾーン
第5章	経済特区中央委員会(Central Body)の役割と責任
第6章	経済特区中央運営委員会(Central Working Body)の役割と責任
第7章	経済特区管理委員会(Management Committee)の役割と責任
第8章	投資家(企業)の責任と優遇措置
第9章	開発会社の責任と優遇措置
第10章	輸入関税の免税措置
第11章	仲裁
第12章	源泉徴収税
第13章	銀行・金融サービス・保険業
第14章	税関検査
第15章	検疫検査
第16章	労働条件に関する規制
第17章	土地の使用権
第18章	一般規定



経済特区の運営組織

経済特区法においては、大統領・副大統領及び各省庁の大臣・副大臣クラスにより構成されるCentral Body, Central Working Bodyが、経済特区地域の指定、開発計画の審査・承認を実施します。一方で、各経済特区ごとの開発計画、その他詳細な規則や運用は、個別の経済特区において設置するManagement Committeeが掌握します。各組織の関連及び機能・責任は以下のとおりです。



One Stop Service Center(OSSC)の機能

各経済特区に設置されるOSSCは投資申請に留まらず、関連する全ての機能を統括した一括窓口として機能します。OSSCが実施する主な機能は以下のとおりです。

1. SEZ内への投資申請の受付と承認
2. 投資プロジェクト(企業)の登記
3. 納税番号の登録
4. 外国人へのワークパーミットの発給
5. 雇用規定(条件)の承認
6. 建設許可
7. VISA、居住許可の発行
8. 輸出入に係る税関業務
9. 検疫業務
10. 原産地証明の発行
11. その他SEZ内の事業に係わるライセンス、許可、認可書類の取扱い

経済特区内の奨励事業

経済特区法ではFree Zone(非関税区域)とPromotion Zone(奨励区域)を設定しています。Free Zoneは、輸出型製造業が経済特区内にて製造した製品を輸出販売するためのものであり、それ以外の国内向け事業については、Promotion Zoneにて実施されることになります。それぞれの概要及び相違点は以下のとおりです。Free Zoneにおいて、国内市場への販売がどの程度許容されるのか、また現在の外国投資法上の規制業種が、経済特区法においてどの程度緩和されるのかについては、現在作業が進められている施行細則の公表を待つ必要があります。

	Free Zone(非関税区域)	Promotion Zone(奨励区域)
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出型製造業、 ・関節輸出型製造業 (中間品、スペアパーツ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内市場向け事業 ・住宅地、スーパー ・銀行、保険 ・学校、病院、娯楽施設等
許容事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国内市場への販売も可能 (<u>国内販売比率は施行細則で定める</u>) ・国内市場、Promotion Zoneへの販売は輸出手続きが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・Free Zoneへの販売、直接海外への輸出も可能 ・Free Zoneへの販売は輸出手手続きが必要
対象会社	<ul style="list-style-type: none"> ・100%内資、100%外資、合弁 <u>・規制業種の詳細は、施行細則により定められる</u> 	

投資インセンティブ等

経済特区法では、外国投資法より広範囲のインセンティブが与えられています。特に法人税は50%免税期間を含めると10年間(Promotion Zoneの場合)の免税が付与されており、旧来の外国投資法の5年間と比較して、恩典が強化されています。一方で、輸入関税等の免税については、外国投資法で認められている原材料の輸入免税が、Promotion Zoneで適用されません。この点については、少なくとも外国投資法での恩典と同様の取扱いが認められるよう、今後見直しがされるものと考えられます。

免税種別		外国投資法	経済特区法		
			Free Zone	Promotion Zone	SEZ 開発業者
法人税	免税	5年間	7年間	5年間	8年間
	50%免税	–	翌5年間	翌5年間	翌5年間
	再投資利益の50%免税	6年目以降	翌5年間	翌5年間	翌5年間
輸入関税等の免税	建設資材・製造設備の輸入	免税	免税	5年間+翌5年間の50%免税	免税
	原材料の輸入免税	3年	免税	–	–
欠損金の繰越期間		3年間	5年間	5年間	5年間
完成品輸出に用いる原材料の商業税(付加価値税)		免税	免税	免税	–
輸出に関連する課税		所得の50%免税	全て免税	全て免税	–
土地リース期間		50年+10年+10年=最大70年	50年+25年=最大75年		

編集・発行**KPMG in Myanmar**

藤井 康秀／北村 康晃

www.kpmg.com/mm

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に
対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、
情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行
動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を緻密に調
査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2014 KPMG Advisory (Myanmar) Ltd. a Myanmar limited liability company and a member firm
of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International
Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or
trademarks of KPMG International.